

## 10 財政の健全化に向けた取組

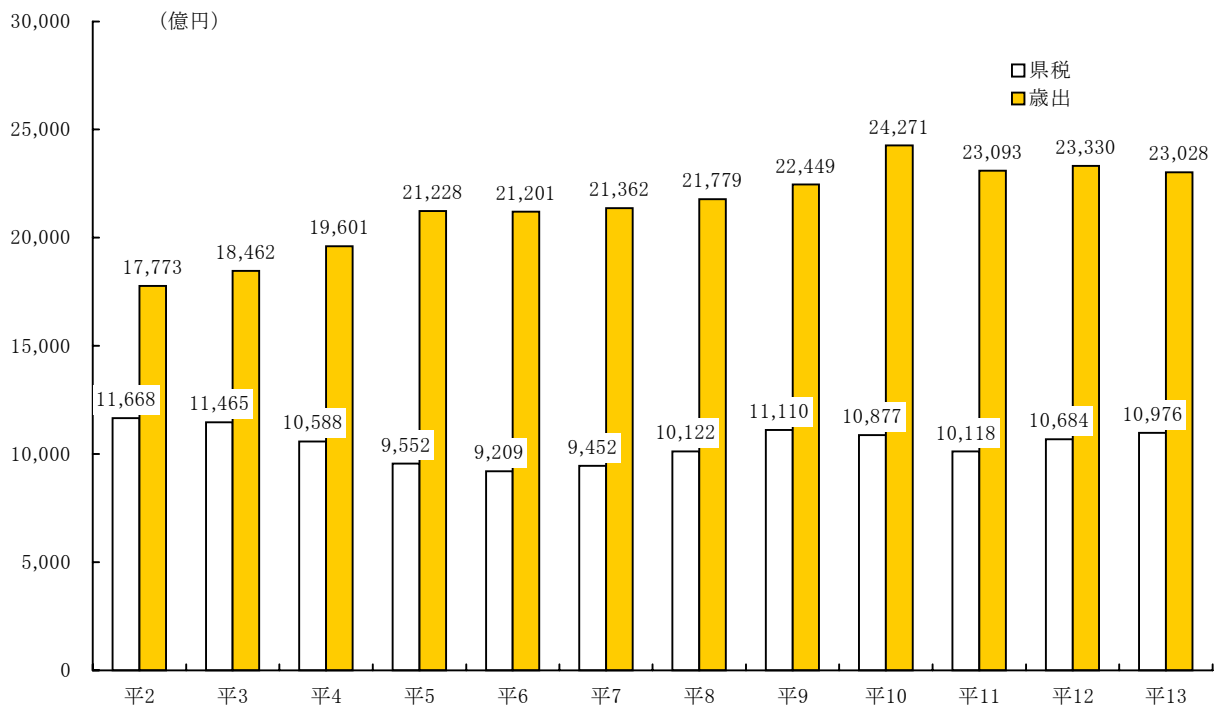
本県は、景気の低迷から法人二税が急激に落ち込み、平成10年度(222億円)、平成11年度(91億円)と2年連続の赤字決算となりました。

こうした状況から脱却すべく、第三次行革大綱を前倒しで実施し、職員の定数を大幅に削減するなど、行財政改革に全力を尽くし、収支の改善に努めてきました。

しかし、税収の伸びに大きく期待できない中、県債残高は今年度末で3兆円を超え、基金も取崩しや繰入運用(借入)によってほぼ枯渇するなど、依然として厳しい財政状況となっております。さらに来年度以降も多額の収支かい離が見込まれることから、“厳しい財政環境は今後も継続する”と認識せざるを得ません。

したがって、本県は、今後とも財政再建団体への転落回避はもとより、早期の財政収支の均衡と、県民の様々な行政需要に的確に対応できる財政基盤の確立を目指し、さらなる財政の健全化に全力で取り組む必要があります。

図6 歳出規模と県税収入の推移(決算額)



県税収入のうち法人二税決算額

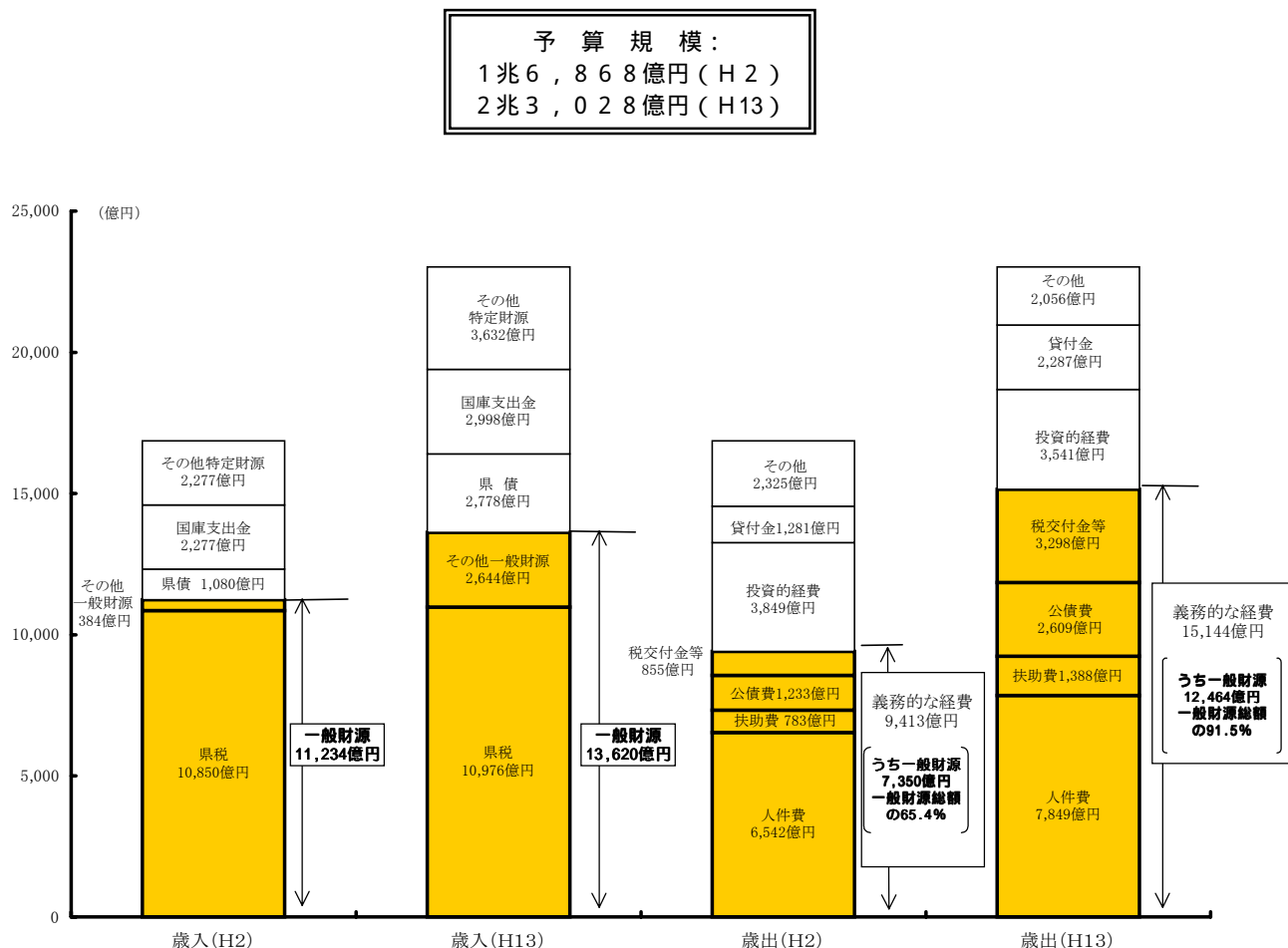
(単位：億円、%)

年度	平2	平3	平4	平5	平6	平7	平8	平9	平10	平11	平12	平13
法人二税	6,368	5,938	5,038	4,128	3,726	3,859	4,733	5,188	4,021	3,673	3,589	4,056
県税に占める比率	54.6	51.8	47.6	43.2	40.5	40.8	46.8	46.7	37.0	36.3	33.6	37.0
地方交付税	0	0	0	69	164	356	450	48	67	1,477	1,622	1,377

(注) 平成11年度までは決算額。平成12年度は決算見込額。平成13年度は当初予算額。

地方交付税の平成13年度は普通交付税交付決定額。

図 7 性質別歳入歳出の状況（平成 2 年度・平成 13 年度当初予算比較）



一般財源：県税収入、地方譲与税、地方交付税、地方消費税清算金収入等

義務的な経費：人件費、扶助費、公債費、税交付金、地方消費税清算金支出

- 平成 13 年度は平成 2 年度と比べ、歳入に係る一般財源の額が、約 2,400 億円増加（11,234 億円 13,620 億円）しているのに対し、義務的な経費に充当しなければならない一般財源の額は、その 2 倍以上の約 5,100 億円の増加（7,350 億円 12,464 億円）となっています。
- 平成 2 年度は一般財源総額 1 兆 1,234 億円のうち 7,350 億円（65.4%）を義務的な経費に充当しており、残る一般財源 3,884 億円を他の政策的な経費等に回すことができたが、平成 13 年度は一般財源総額 1 兆 3,620 億円のうち 1 兆 2,464 億円（91.5%）を義務的な経費に充当しており、他の政策的な経費等に回すことのできる一般財源は 1,156 億円に縮小しています。

このため、県債の活用や基金からの繰入などの財源対策を講じてきましたが、政策的経費に充てる財源に余裕がなくなり、財政構造が硬直化してきています。

(1) 財政の状況

ア 歳出の状況

大幅な抑制が困難な歳出構造

公債費、税交付金等の削減の余地のない経費や、教職員、警察官の人件費、社会保障経費など国の制度にしばられている経費が多く、大幅な削減は困難です。

表 16 13年度当初予算額 23,028億円

区分	歳出 予算額	左の説明									
人件費	7,849	(注) <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">一般職員</td> <td style="padding-right: 10px;">1,247 億円</td> <td rowspan="4" style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">               条例定数                一般職 14,741 人                教職員 47,010 人                警察官 11,872 人                計 73,623 人             </td> </tr> <tr> <td>教育職員</td> <td>5,152 億円</td> </tr> <tr> <td>警察職員</td> <td>1,450 億円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> </tr> </table> ・教職員、警察官の定数は国が関与	一般職員	1,247 億円	条例定数 一般職 14,741 人 教職員 47,010 人 警察官 11,872 人 計 73,623 人	教育職員	5,152 億円	警察職員	1,450 億円		
一般職員	1,247 億円	条例定数 一般職 14,741 人 教職員 47,010 人 警察官 11,872 人 計 73,623 人									
教育職員	5,152 億円										
警察職員	1,450 億円										
扶助費	1,388	・歳出が国に義務づけられている経費が多い 国制度分 1,027 億円 単県分 361 億円									
公債費	2,609	・削減の余地なし									
税交付金等	3,298	・削減の余地なし									
投資的経費	3,541	・公共事業 1,954 億円 ・単独事業 1,587 億円									
貸付金	2,287	・財源の大半は貸付年度内に回収									
その他	2,056	私学助成 465 億円、繰出金 350 億円、 公の施設(県関係団体委託費) 289 億円など									
合計	23,028										

義務的な  
経費

(注)「教育職員」、「警察職員」には、事務部門の職員を含む。

イ 歳入の状況

県税収入の低迷

- ・長引く景気低迷の影響のほか、景気対策のために講じられた特別減税や恒久的減税等の影響もあり、**県税収入は大きく落ち込んでいます。**
- ・県税収入自体は、バブル期の水準近くまで戻りましたが、**市町村への交付金を除いた実質税収ベースでは、平成5～7年度頃の水準に止まっています。**

〔地方消費税(1/2を市町村に交付) 県民税利子割(57%を市町村に交付)〕

- ・税収の低迷に伴い、**不交付団体**( )であった頃の行政サービスの水準を維

**持することが極めて難しい財政状況となっています。**

：普通交付税の交付を受けない団体。

普通交付税は、合理的基準によって算定した一般財源所要額（基準財政需要額）が、同じく算定した税収入（基準財政収入額）を超える額（財源不足額）を基礎として交付されます。

したがって、基準財政収入額が、基準財政需要額を上回る場合は、普通交付税に依存しない不交付団体となります。

なお、本県は、県税収入の低迷により、平成5年度より交付団体となっています。

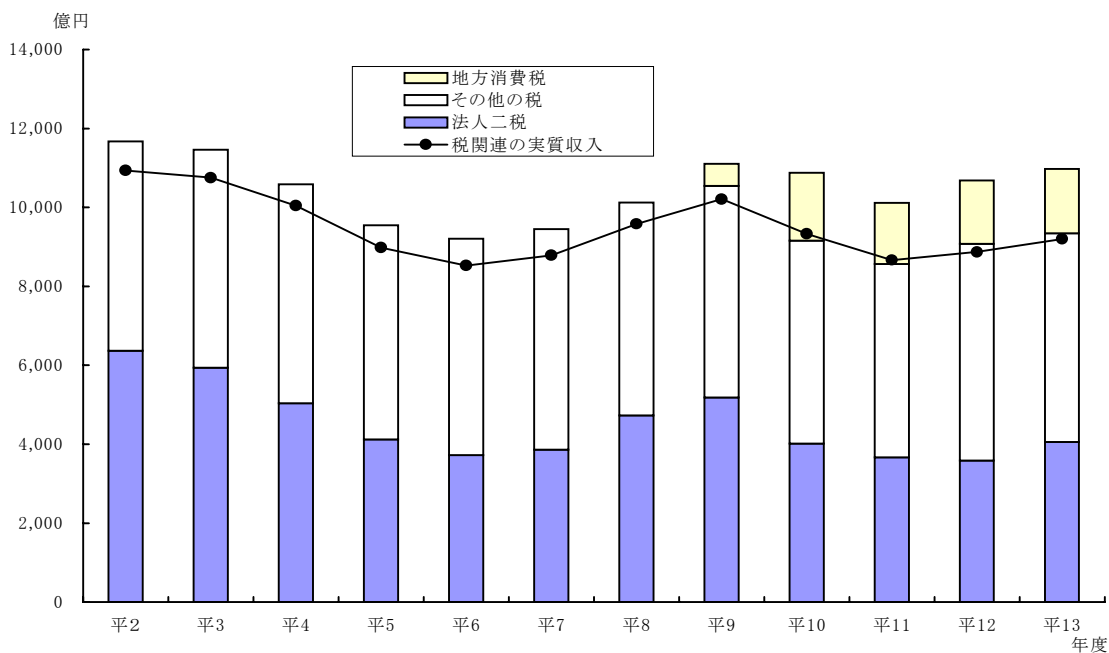
#### 景気の影響を受けやすい税収構造

- ・ **本県の税収構造は法人関係税のウェイトが高く、景気の影響を強く受けません。**
- ・ 法人関係税は、恒久的減税等により2年連続で税率の引下げ（従前の8割の水準に）が行われたこともあり、平成2年度の63.7%の水準にまで落ち込んでいます。
- ・ 減税の実施に伴い、減税補てん債や地方交付税などによる財源措置は取られたものの、景気の回復による県税収入の伸びは以前ほど期待できません。
- ・ **減税等に伴う財源措置は、県債残高の増加の要因の一つとなっています。**

#### その他

バブル崩壊後、県税などの一般財源収入が伸び悩む中、財源不足に対応するため、県債発行や基金の取崩しにより対応してきました。

図 8 県税収入の推移（決算額）



単位: 億円

	平2	平3	平4	平5	平6	平7	平8	平9	平10	平11	平12	平13
法人二税	6,368	5,938	5,038	4,128	3,726	3,859	4,733	5,188	4,021	3,673	3,589	4,056
その他の税	5,300	5,527	5,550	5,424	5,483	5,593	5,389	5,356	5,140	4,890	5,491	5,291
地方消費税								566	1,716	1,555	1,604	1,629
県税合計	11,668	11,465	10,588	9,552	9,209	9,452	10,122	11,110	10,877	10,118	10,684	10,976
税関連の実質収入	10,937	10,753	10,047	8,986	8,531	8,788	9,581	10,212	9,332	8,664	8,871	9,202

平成 11 年度までは決算額、平成 12 年度は決算見込額、平成 13 年度は当初予算額

税関連の実質収入とは、県税収入等のうち実質的な財源となる金額（県税収入 + 消費譲与税 - 税関連交付金）

## ウ 限界にきている財源対策

### 基金の枯渇

取崩型基金の残高は、平成 4 年度末には 2,828 億円でしたが、取崩しを行ってきた結果、平成 13 年度にはほとんど底をつきます。

### 県債残高の増高

県債残高は平成 13 年度末には 3 兆 1,000 億円に達する見込みであり、平成 13 年度当初予算額 2 兆 3,028 億円と比較し、約 1.3 倍となっております。

### 近年における財源不足への対応

財源不足に対応するため、歳入・歳出の両面で様々な取り組みを行ってきましたが、それだけでは収支かい離が解消できず、基金からの多額の繰入運用（借入）などにより対応しているのが実情です。

13年度当初予算編成における臨時的な財源対策（主なもの）

- ・基金の繰入運用（基金からの借入）  
（13年度の財源として活用するため、12年度の補正予算で措置）  
329億円  
（累計635億円）
- ・13年度公債費満期一括償還積立て見送り  
（将来償還する公債費の積立て中止）  
155億円
- ・給与の抑制（ボーナス 0.2月は含まない）  
100億円

【平成16年度までに実施・着手する事項】

本県の財政状況をより明らかにしていくため、平成11年度以来公表している財政中期試算について、この行革大綱の実施による歳出削減効果や大規模プロジェクトにかかる財政負担を組み入れるなどして、より精度を高めた形で公表するとともに、企業会計的手法として貸借対照表や行政コスト計算書を作成する。（毎年度）

（2）財政の健全化に向けた取組の基本的な考え方

**ア 財政健全化の目的**

本県の“ 厳しい財政環境は今後も継続する ” と認識する中、今後とも社会経済情勢の変化に的確に対応しながら、福祉や環境問題などの行政課題に的確に取り組んでいかなければなりません。

このため、早期に簡素で効率的な行財政システムを確立し、21世紀においても引き続き活力のあふれた地域であり続けるための安定した財政基盤を築きます。

**イ 基本的な考え方**

本県が財政再建団体への転落を回避し、早期に財政健全化への道筋をつけるためには、**内部努力を始めとする徹底した行財政改革**を断行し、組織・機構の簡素効率化や歳出の重点化を図るとともに、社会経済情勢の変化に対応しながら県民の様々な行政需要に的確に対応できる行財政システムの構築が必要です。

また、昨今の厳しい財政は、地方財政全体の問題であり、特に法人関係税収が大きく落ち込んでいる大都市所在都府県において、地方税財源の充実強化が必要不可欠となっています。このため、国と地方の租税負担割合を見直し、住民の受益と負担の明確化の観点から、地方の歳出規模と地方税収のかい離を縮小するなど、**地方分権にふさわしい地方税財政制度**の確立を図っていく必要があります。

## ウ 取組の視点

最少の経費で最大の行政効果が発揮できる体制づくり  
施策の見直し及び重点化  
自主財源の確保  
地方分権にふさわしい税財政制度の確立

### (3) 最少の経費で最大の行政効果が発揮できる体制づくり

徹底した内部努力を図るため、組織・機構の簡素・効率化、県関係団体の統廃合、定員管理、給与の適正化などにより、最少の経費で最大の行政効果が発揮できる体制づくりに努めます。

## ア 総人件費の抑制

人件費は、歳出総額の約1/3を占め、その総額は、毎年度職員定数を削減する中であっても、給与改定や平均年齢の上昇により増加傾向となっています。また、平成18年度以降には、退職者の大幅な増加により、定数削減や新陳代謝を促す側面はあるものの、退職手当の急増が見込まれます。

このため、総人件費の抑制に向け、定員及び給与の適正な管理に努めます。

なお、警察官は国の法令により配置を義務づけられた定員が定められており、教職員は、国の法令により配置の標準とすべき定数が定められています。

したがって、警察官については法令により定められた定員を割る削減ができず、また、教職員についても法令により配置の標準とすべき定数を下回る削減には限界があります。

また、これら法令に基づく定員等については、国の定める給与水準をベースとして財源措置がなされています。

表17 警察官、教職員の定員の根拠法令及び財源措置

区 分	法 令	財源措置
警 察 官	警察法施行令	交付税措置
教 職 員	小・中学校 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	国庫負担金 + 交付税措置
	高等学校 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律	交付税措置

### 【見直しの視点】

#### 定員の適正な管理

##### ・知事部局等と教育、警察の事務部門のさらなる定数削減

平成11年度から平成20年度までにおおむね3,000人(20%相当)の削減

- ・教職員（小学校、中学校、高等学校、特殊教育諸学校）定数の削減  
平成11年度から平成20年度までにおおむね1,300人の削減

- ・警察官定数  
組織・人員の効率的運用、業務合理化

#### 職員給与の適正な管理

- ・国、他の地方公共団体との均衡の原則を踏まえながら、社会一般の情勢に適合するよう、第三者機関である人事委員会の報告・勧告を尊重した給与制度を基本とする適正な管理
- ・能力、成果重視の給与体系への移行

表18 人件費の推移（当初予算）

単位：億円

区分	平2	平3	平4	平5	平6	平7	平8	平9	平10	平11	平12	平13
一般職員	1,102	1,123	1,200	1,267	1,235	1,273	1,304	1,323	1,283	1,281	1,272	1,247
教育職員(注)	4,374	4,647	4,824	4,908	4,929	5,008	5,056	5,143	5,071	4,956	5,101	5,152
警察職員(注)	1,066	1,140	1,211	1,262	1,285	1,331	1,373	1,425	1,421	1,395	1,431	1,450
計	6,542	6,910	7,235	7,437	7,449	7,612	7,733	7,891	7,775	7,632	7,804	7,849
退職手当除き	6,031	6,483	6,753	6,961	7,033	7,193	7,352	7,523	7,535	7,248	7,267	7,330

平成11年度は6月現計。

(注)「教育職員」、「警察職員」には、事務部門の職員を含む。

## イ 県関係団体の抜本的見直し

県の行政活動を補完し、又は代行する24の県関係団体について、団体自らが独立した団体としての意識を高め、主体的・自主的に団体運営に取り組み、より効率的・弾力的に、より質の高いサービスを提供することを目標に、その実現に向けて、団体の存置の必要性を検証した上で、県からの財政支出や人的支援など、県としての関与のあり方を含めた抜本的見直しを行い、県からの財政支出の削減を図ります。

### 【見直しの視点】

費用対効果の観点（コスト意識）の徹底、経営責任の明確化による経営改善 経営評価の実施、経営改善計画の作成

#### 組織及び定員等の見直し、統廃合等

- ・常勤役員については、平成14年度から平成16年度までに平成13年度の66人をおおむね20%程度の削減
- ・職員については、平成12年度から平成20年度までに20%相当（おおむね600人）の削減

## ウ 公の施設の抜本的見直し

住民サービスを提供するため、愛知芸術文化センターや都市公園を始め



135施設の公の施設を設置していますが、新たな行政需要、社会的必要性などを十分に勘案しながら、「民間と競合していないか」、「県としての存置の意義が薄れていないか」、「利用率が大きく低下していないか」といった観点から、廃止、民営化を含む抜本的な見直しを行います。

また、総点検の結果、引き続き存続する施設についても、利用率向上、管理運営の効率化による収支の改善及び県民サービスの向上に努めます。

#### 【見直しの視点】

##### 存続の総点検

平成20年度までに、135施設のうち26施設以上の廃止、民営化、地元市町村への移管

存続する施設の自律的目標管理の導入、管理運営の効率化等による運営改善全施設で3か年の利用率目標と実績を公表、さらに、平成16年度までに40施設以上で利用料金制の導入

「県立の大学」、「県立の病院」における地方独立行政法人化などの幅広い検討、「県立高等学校」の再編整備の実施

#### (4) 施策の見直し及び重点化

持続的・安定的な施策を実施していくために、社会情勢の変化や県民ニーズの動向を踏まえながら、すべての施策について、事業効果に留意しつつ見直しを行い、真に必要な分野に限られた財源を優先的・重点的に配分します。

#### ア 経常経費（人件費、公債費、税交付金等は除く。）

経常経費とは、経常的に支出される経費で、人件費、扶助費、公債費、税交付金等の義務的な経費と、私立学校への助成や他会計への繰出金などがあります。（P52の表16参照）

このうち扶助費については、大部分が生活保護を始めとして法令により支出が義務付けられています。しかし、福祉施策を積極的に進めるため、本県の独自施策として、国の医療保険制度における本人負担に対する助成や、国の手当の対象とならない者を対象とする手当の支給等を、社会情勢の変化に対応しながら実施してきました。その結果、受給者数の増などに伴い所要額は増加傾向にあります。

また、私立学校への助成を始めとする補助金や、一般会計から他会計への繰出金などについては、制度の見直しに努めつつ、県全体の行政水準の確保と維持に資するよう努めてきました。

このような経費について、さらなる見直しを行い、総額の抑制に努め、必要な施策について、持続的・安定的な推進に努めます。

【見直しの視点】  
**行政評価制度の定着**  
**県が関与すべき行政守備範囲の見直し**  
**事務事業の効率化**  
**P F Iの導入やN P O活動などによる民間活力の活用、等**

表19 経常経費（主なもの）の推移（当初予算）

扶助費の推移（当初予算）

単位：億円

区分	平9	平10	平11	平12	平13	主な事業(13年度)
国制度分	720	736	770	966	1,027	国の制度に基づき支出しているもの ・老人医療事業費(70歳以上) 246億円 ・児童扶養手当支給費 165億円 ・生活保護費支弁金 46億円 ・保育所運営費負担金 43億円
うち 介護保険				229	237	・介護保険給付費負担金 205億円 ・介護保険財政安定化基金積立金 28億円
単県分	382	419	354	343	361	県が独自に、又は国制度に上乗せして措置しているもの ・福祉医療 189億円 [老人(68,69歳)、乳児(3歳未満)、障害者、 母子家庭、等] ・在宅重度障害者手当支給費 59億円 ・遺児手当支給費 36億円 ・民間社会福祉施設運営費補助金 34億円
計	1,102	1,155	1,124	1,309	1,388	

平成11年度は6月現計。

単独補助金の推移（当初予算）

単位：億円

区分	平9	平10	平11	平12	平13	主な事業(13年度)
単独補助金	1,148	1,172	973	910	924	・私学関係補助金 460億円 私立学校経常費補助金 341億円 授業料軽減補助金 83億円 ・扶助費関係補助金 238億円 ・小規模事業経営支援事業費 35億円 ・国民健康保険高額医療費共同事業補助金 14億円 ・国民健康保険事業費補助金 12億円 ・県関係団体補助金 44億円

平成11年度は6月現計。

繰出金の推移（当初予算）

単位：億円

区分	平9	平10	平11	平12	平13	主な事業(13年度)
繰出金	459	401	387	356	350	・病院事業会計 81億円 ・流域下水道事業特別会計 76億円 ・県営住宅管理事業特別会計 42億円 ・水道事業会計 51億円 ・工業用水道事業会計 47億円

平成11年度は6月現計。

## イ 投資的経費

社会基盤の整備を図るため、道路、河川などの整備を積極的に推進してきましたが、現在県債残高は3兆円を超える状況となっており、後年度の負担を考慮し、事業の優先順位を勘案した重点化をさらに進めます。

なお、中部国際空港の建設や2005年日本国際博覧会の開催に向けた所要経費については、適正な事業計画の立案を図るとともに、国庫補助金の積極的な確保などにより本県負担の軽減に努めます。

### 【見直しの視点】

#### 行政評価制度の定着

#### ハコ物抑制

参考：民間と競合する公的施設の新設・増築の禁止（12年5月26日閣議決定）

#### 工事コストの縮減

#### PFIの導入など民間活力を活用した社会資本整備方策の検討、等

表 20 投資的経費の推移（当初予算）

単位：億円

	平2	平3	平4	平5	平6	平7	平8	平9	平10	平11	平12	平13
公共	1,969	1,969	2,027	2,137	2,173	2,249	2,256	2,244	2,034	1,894	1,799	1,954
単独	1,880	2,019	2,287	2,568	2,858	2,859	2,785	2,872	2,378	1,781	1,581	1,587
計	3,849	3,988	4,314	4,705	5,031	5,108	5,041	5,116	4,412	3,675	3,380	3,541
《参考》 経済対策分(補正予算) の状況			269	861		741			1,253	427	401	

平成11年度は6月現計。

表 21 経済対策の状況

年月	名称等	全体額	愛知県（一般会計）
4年 8月	総合経済対策	10.7兆円	269億円
5年 4月	総合経済対策	13.2兆円	322億円
5年 9月	緊急経済対策	6.2兆円	50億円
6年 2月	総合経済対策	15.3兆円	489億円
7年 4月	緊急円高・経済対策	7兆円	134億円
7年 9月	経済対策	14.2兆円	607億円
10年 4月	総合経済対策	16.7兆円	650億円
10年11月	緊急経済対策	23.9兆円	603億円
11年11月	経済新生対策	18.1兆円	427億円
12年10月	日本新生対策	約11兆円	401億円

## ウ 公債費

バブル崩壊後、県税収入が大きく落ち込む中、行政水準を維持するため県債を活用した結果、県債残高が急増し、公債費負担が毎年度増高していることから、**将来的な公債費の縮減に向けた方策などを検討します。**

### 【見直しの視点】

**財政指標（公債費比率、起債制限比率、プライマリーバランス 等）を勘案した公債費の抑制**

**償還費負担の一層の平準化**

《参考》現行の銀行縁故債の償還方法

償還期間 10 年（3 年据置、半期 3 % 定時償還）

借換を 2 回行うことにより、償還期間は通算 30 年

**借入方法・借入先の多様化**

**償還期限が 5 年間の県債、証書借入、等**

表 22 公債費の推移（当初予算）

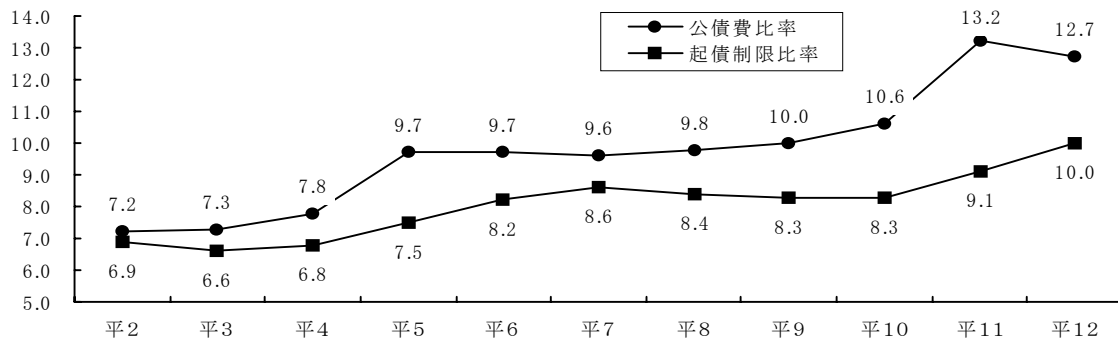
単位：億円

	平2	平3	平4	平5	平6	平7	平8	平9	平10	平11	平12	平13
公債費	1,233	1,417	1,517	1,720	1,695	1,764	2,230	2,253	2,119	2,321	2,384	2,609

平成 11 年度は 6 月現計。

図 9 公債費比率及び起債制限比率の推移

地方公共団体が借り入れた地方債の元金償還及び利子の支払いの総額である公債費が標準財政規模に対してどの程度の割合を占めているかを示す指標として、公債費比率と起債制限比率があります。



普通会計ベース。平成 12 年度は決算見込。

プライマリーバランスとは、国や地方自治体などの財政状態を示す指標の一つで、通常、過去の県債（借金）の元利償還を除く歳出と、県債を除く歳入の関係を表わしています。

プライマリーバランスが均衡している状態とは、過去の県債の元利償還を除く歳出が、県債を除いた税収などの歳入と一致している状態、すなわち、県債発行額と元利償還額が同額である状態です。

**【平成 16 年度までに実施・着手する事項】**

各年度の予算編成にあたって、県民にとって真に必要な施策を的確に把握するとともに、現下の財政状況に鑑み、緊急に実施を必要とする施策以外のものについては廃止・休止するという考え方を基本として、行政評価制度も活用し、制度・施策そのものの廃止・休止を含めた見直しを徹底的に検討するほか、優先度、緊急度による事業選択、事業効果の検証、国、市町村及び民間との役割分担の明確化を一層徹底し、将来の財政負担についても配慮した事業の一層の重点化を図る。

こうした見直しを図る中、限られた財源を有効に活用し、社会・経済の状況に対応するために必要な施策にも取り組む。（毎年度）

〔平成 14 年度当初予算立案限度額〕

事業毎に一律的な削減を行うことなく、真に必要な施策へ重点的配分を行うことにより、緊急に措置を要する事業等を除く経費について、13 年度当初予算額の一般財源ベース（県債を含む）で、おおむね 10% の節減を目標とする。

年度前半に翌年度の予算編成に向けての主要事項、懸案事項等の検討（サマールビュー）を行い、予算編成における財源の効率的配分と予算編成時における事務の合理化を図るとともに、かつてない厳しい財政状況を踏まえ、中長期的な展望に立って、各種事業の計画等の見直しを検討する。（毎年度）償還年限の多様化や当面の利子負担の軽減の観点から、償還期限が 5 年間の県債の導入を検討する。（毎年度）

**【平成 20 年度までに検討・実施する事項】**

将来的な公債費の縮減に向けて、プライマリーバランス黒字化の早期実現（県債発行を元利償還の範囲内に抑制）を図ることとし、その後は、地方財政制度の動向や経済情勢等にも配慮しつつ、県債残高の縮減（県債発行を元金償還の範囲内に抑制）に努める。

## ( 5 ) 自主財源の確保

### ア 県税収入の確保

税の基本原則である公平性をより一層確保するため滞納整理を強化するなど、積極的な税収確保対策をさらに推進します。

また、産業振興策の推進など税源の涵養にも努めます。

#### 【見直しの視点】

税徴収率の向上

滞納整理の強化

課税客体の捕捉の徹底

税源涵養策の推進

#### 【平成 16 年度までに実施・着手する事項】

県税徴収率の向上のために、情報処理システム(徴収支援システム)の開発に着手するとともに、システムの稼働までの間は、徴収体制の強化や、市町村との滞納整理事務に関する連携のさらなる強化などを図る。

具体的には、

- ・ 県税徴収率(12年度97.0%)を97.5%以上確保するよう努める。
- ・ 16年度までの3年間で、収入未済額が12年度に比して、10%以上縮減するよう努める。

(毎年度)

### イ 受益者負担の適正化

使用料・手数料については、受益者間の負担の公平を確保する観点から、原則として利用者の負担すべき経費と料金収入が均衡するよう適正な料金設定に努めています。

また、分担金・負担金についても、各種事業の実施に伴う関係市町村・団体等の受益を考慮し、応分の負担を求めています。

しかし、受益と負担の観点から負担の公平性を欠くものが少なくないことから、さらなる適正化を図ります。

#### 【見直しの視点】

使用料・手数料については、原則として経費と料金収入の均衡が確保できる適正料金を目標に設定

- ・ 施設運営等の一層の合理化による経費の縮減
  - ・ 利用者のニーズに合うサービスの提供
  - ・ 使用料について、施設の管理を団体に委託している場合は、団体が自主的に管理できるような体制とするため利用料金制度を積極的に導入
- なお、国や他団体と同種のサービスを提供しているものは、それらとの均衡を勘案のうえ設定

## を勸案のうえ設定

分担金・負担金については、制度上徴収可能なものについて、他の都道府県の状況等を勸案のうえ検討

### 【平成 16 年度までに実施・着手する事項】

使用料及び手数料については、受益者負担の適正化を前提に見直しを図る。なお、料金改定にあたっては、これまでの経緯を踏まえ、原則としておおむね 4 年から 5 年ごとに統一的な検討を行う。(毎年度)

農地、土木公共事業等に係る地元負担金について、そのあり方を原点から見直し、受益と負担の適正化の観点から、その引上げを検討する。(毎年度)

現在無料としている施設や設備の使用料、各種講習会などの参加料等についても、他県の類似施設の状況、民間施設利用者との比較などの観点から、有料化の検討を行う。(毎年度)

## ウ 県有財産の有効活用等

県有財産は県民全体の資産であり、適正な維持管理を行い、有効な活用を図らなければなりません。このため、県有財産の利用実態を点検し、未利用財産・低利用財産の有効活用・売却をさらに進めます。

### 【見直しの視点】

一般競争入札の継続実施

貸付・信託などによる活用

暫定的な利用方法の検討

貸付財産等の売却

### 【平成 16 年度までに実施・着手する事項】

県有財産については、利用実態を点検し、未利用財産・低利用財産のより適切な管理・運用方法の検討を進める。特に不用財産に関しては、一定のものについて民間の専門家等の意見を反映させながら、公募方式による貸付や民間手法の導入も視野に入れた処分など、有効活用を図っていく。

なお、有効活用が見込めない財産については、仲介委託販売の導入などにより積極的に売却を図る。(毎年度)

## エ 課税自主権の活用

納税者に対して、特別な負担を求めるものとして、現在、教育文化施設や社会福祉施設などの整備維持や防災事業を積極的に進めるため、一定の法人に対し超過課税を実施しているが、課税自主権の活用について、さらに幅広く検討していきます。

表 23 超過課税の状況

税目	税率		13年度 予算額	充当対象事業
	標準税率	超過税率		
法人県民税 法人税割	5.0%	0.8%	76億円	教育・文化施設、社会福祉施設、勤労者福祉施設、中小企業対策施設等の整備維持等
法人事業税	9.6%	(左の3%) 0.288%	90億円	防災事業の推進 (河川、治山、ため池、砂防、排水施設、海岸などの整備維持)

### 【平成16年度までに実施・着手する事項】

課税自主権の活用については、地方自治確立の観点から自主財源確保の手段として、さらに幅広く検討する。(毎年度)

## オ 法人事業税への外形標準課税の導入

税収の安定化、税負担の公平確保等の観点から、景気動向や雇用情勢を踏まえ、中小法人の税負担等に配慮しつつ、全国的な制度として導入されることが望まれます。

### 《参考》

・平成12年11月 自治省(現総務省)案

現下の景気動向などに配慮して平成13年度税制改正での制度化は見送られた。(平成13年11月 総務省改革案：課税標準額に「資本割」を併用)

・平成13年7月 愛知県地方税制に関する研究会中間報告

自治省(現総務省)案より、「より中小法人の実情に配慮した」、「より地方分権の考え方に立った」内容となっている。

## (6) 地方分権にふさわしい税財政制度の確立

### ア 本県の現状

少子・高齢社会に対応するため、各種施策の推進や住民ニーズへの対応などにより、財政需要が大きくなる一方、法人関係税を中心とした税収の後退により、厳しい財政運営を強いられています。



また、こうした状況は、大都市圏を抱える都府県の共通の課題となっています。

## イ 本県の取組

現在、国においては地方税財政制度のあり方が大きな課題となっているが、本県が今日の財政危機を乗り切るためには、引き続き内部努力を行うとともに、**行政需要に見合った安定的な地方税財政制度の確立が必要であり、その実現に向けて、国に一層積極的に提案・要望を行います。**

また、制度の確立に至るまでの間は、国に対して地方交付税の総額の確保を求めるとともに、その算定については本県の実情がよりよく反映されるよう、引き続き要望を行います。

### 【地方税財政制度の見直しの視点】

地方公共団体が自主的な行財政運営を行うため、**地域住民が納めた税金が、基本的にその地域に還元されるという受益と負担の関係を明確にすることが必要**

**地方税源を充実し、地方の行政需要に見合う十分な税収を確保するとともに、景気に左右されにくい安定的な税収構造を構築することが必要**

### 【平成16年度までに実施・着手する事項】

地方税財政制度のあり方については、行政需要に見合った安定的な制度の確立が必要であり、その実現に向けて、国に一層積極的に提案・要望を行う。(毎年度)

#### 《参考》地方税財政制度をめぐる国の動き

地方公共団体の歳入構造は、地方税の比率が30%程度となっており、この歳入規模と地方税収のギャップが地域における受益と負担の関係を希薄化し、歳出増に抑止力が働きにくい仕組みとなっています。

このため、国においては、地方公共団体が、より自主的な行財政運営を行えるよう地方税を充実し、国からの移転財源への依存度をできるだけ少なくする仕組みを築くための議論がなされています。

#### 地方税のウェイトを高めるため解決すべき課題

- ・ 法令、補助金等による地方支出に対する国の関与の縮減
- ・ 地域格差や行政水準のバラツキ、国の政策手段維持の必要性等との折合い
- ・ 国からの税源移譲、地域偏在の少ない税目の拡充